

入札参加有資格者の皆さまへ

大阪市

## ～ 重要なお知らせ～

令和4年度から、本市発注の工事請負契約 及び 業務委託契約での産業廃棄物の処理について、『電子マニフェスト』\* を使用します。

\* 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める『産業廃棄物管理票（マニフェスト）』を電子化したもの

- ▶ **すべての本市発注工事**における産業廃棄物の処理にあたり、『電子マニフェスト』の使用を義務化します。
- ▶ **本市が排出する産業廃棄物に関する委託（処分・収集運搬）**について、『電子マニフェスト』を使用します。

### 『電子マニフェスト』のメリット

- ① 操作が簡単手間いらず （事務の簡素化・電子データでの保存）
- ② 法令の遵守 （記載・確認もれの防止）
- ③ データの透明性確保 （情報処理センターでの5年間データ管理・保存、オンラインで処理状況を常時把握・確認可能）



『電子マニフェスト』を使用しない受注者へは・・・

- 入札参加停止措置の適用 \*大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく
- 工事成績評定の減点 \*請負工事成績評定要領に基づく

※上記の措置等の詳細については関係規程の改正次第、別途お知らせします。

『電子マニフェスト』の加入手続きなどは・・・

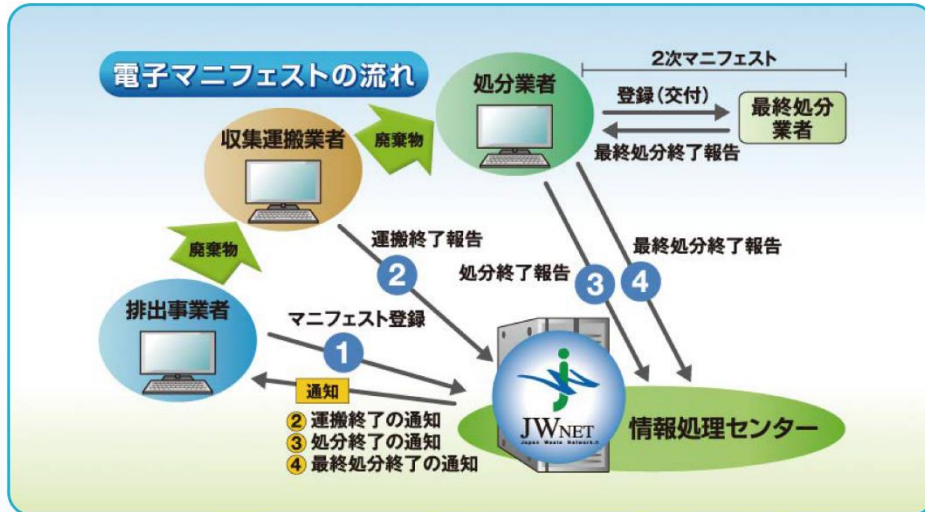
『電子マニフェスト』未加入事業者を対象にシステム操作研修会や加入手続きの案内等を行います。（別途お知らせ）

\* 『電子マニフェスト』の義務化制度の概要については、本市ホームページをご覧ください。  
掲載先：大阪市ホームページ>産業廃棄物処理対策>電子マニフェストの使用促進に取り組んでいます

#### [問合せ先]

◇電子マニフェストの制度及び加入手続きに関すること	環境局 環境管理部 環境管理課（産業廃棄物規制グループ）	TEL 06-6630-3284
◇入札契約手続きに関すること	契約管財局 契約部 契約課（工事契約グループ）	TEL 06-6484-7424
	（委託・物品契約グループ）	TEL 06-6484-7083
◇入札参加停止措置に関すること	契約管財局 契約部 制度課（契約制度グループ）	TEL 06-6484-7062

# 電子マニフェストの流れ



1

産業廃棄物を引き渡したあと、排出事業者は、電子マニフェストを登録します。その情報は、収集運搬業者、処分業者に即座に伝わります。



2

そして収集運搬業者は、運搬が終了したあと、運搬終了報告をします。



3 4

同様に処分業者も、処分が終了したら処分終了報告をします。2次マニフェストがある場合には、最終処分を確認したあと、最終処分終了報告をします。



これらの産業廃棄物処理に関する情報が、電子マニフェストを通じて、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者で共有されることにより、排出事業者は、廃棄物が適正に処理されたことを確認することができます。